

平成28年9月16日

富山大学教職員組合
委員長 広瀬 信 殿

国立大学法人富山大学
理事（労務担当） 神田 和明

「大学改革問題に関する要求および情報開示の申し入れ」及び
「教養教育エフォート60%以上の撤回の申し入れ」について（回答）

2016年8月29日付け及び2016年9月5日付けで申し入れのありました標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は遠藤学長の確認を得て、回答していることを申し添えます。

記

8月29日付け「大学改革問題に関する要求および情報開示の申し入れ」について

1. 教員ポイントを移動させた後の学部をどのような形にしようとするのか説明すること
 6. 改革計画の詳細についての基本資料を文書で開示すること
- (回答)

現在、各学部において改革案を策定いただいているところであり、この提案について各学部と大学本部とで意見交換を進めているところです。また、改革構想については、文科省と意見交換をしていくなど検討の途上にあります。以上のことから、現時点では回答を留保させていただきます。

2. 「教員ポイント移動の基本的な考え方(案)」の不整合について説明すること
- (回答)

教員ポイントの移動は、第Ⅲ期中期計画に記載してある「教員の人員配置の見直しを行い、見直した人員を、外部の意見を踏まえながら、戦略性の高い計画・改革を検討している部局へ再配分（配置）する」ために行うものです。

現時点での再配分については、各学部における教員人件費ポイントを一定の基準に

基づき一旦学長裁量ポイントに集約した上で、再配分を行うこととしております。

今回の「教員人件費ポイント移動の基本的な考え方(案)」は、全学的な人件費財源の確保策として、公平性・透明性・合理性を考慮して『旧教養部所属教員数』を参考としたものであり、中期計画にも記載している「全学的な観点から教員の人員配置の見直し」を行うためのものです。現行案は、教養教育一元化に係る再配分（配置）のみを対象に行うものではありません。

現在「教員人件費ポイント移動の基本的な考え方(案)」は、執行部案として部局長等懇談会で検討し、各部局からの意見等を参考にすることで内容を精査しております。今後、さらに大学改革推進本部会議や部局長等懇談会等で意見のやり取りを行いながら議論し意見集約を図ったのち、教育研究評議会、経営協議会で審議した上で、最終的に役員会で決定することとしております。

また、教養教育の実施に伴う全学出動体制とは、教養教育の実施においては、全員ではなく全学的に教員の分担・協力が必要不可欠であることを指しております。よって、全教員に教養教育の授業を担当していただくことを示唆しているものではありませんので、補足させていただきます。

3. 就業規則第10条を逸脱・破棄することはないことを明言すること

(回答)

組織が就業規則を順守することは当然のことと考えております。

4. 大学改革については教育研究評議会でも実質的な審議を行うことを明言すること

(回答)

大学改革構想については、極めて重要な事柄であることから、大学改革推進本部会議を設け議論するとともに推進本部会議での検討案を部局長等懇談会でも議論するなどして、意見集約を図り原案を策定したのち、教育研究評議会、経営協議会で審議した上で、役員会で最終的に決定することになります。

5. 新学部設置に係るこれまでの文科省との交渉経過の詳細（交渉記録）を開示すること

文部科学省との協議経過については、意見交換の過程であり、文部科学省からもその取扱いには注意を要する旨言及されているところであり、今後の協議に影響が生じることもあり得ます。従って、詳細については開示することはできません。

しかしながら、事項によっては開示することは可能だと考えますので、必要に応じて提示したいと思います。

なお、部局長等懇談会のメンバーには、本年6月23日に実施した新学部設置に係る文科省との意見交換の内容についてメールで周知するなど情報共有を行っております。

9月5日付け「『教養教育エフォート60%以上』の撤回の申し入れ」について

教養教育院専任教員について、教養教育に係るエフォートを全業務の60%以上にすることを撤回するよう要求します。

（回答）

本基本方針に記載している、「教養教育院に所属する専任教員の教養教育に係るエフォート（授業及びそれに付随する時間のみならず、教養教育の管理運営に費やす時間を含む）」については、「教養教育に係る研究」に従事する業務も含まれており、全ての「研究」を合わせることで、直ちに「専門業務型裁量労働制」の定義に抵触するとは考えておりません。

以上